

社会福祉法人 めぐみ厚生センター 行動計画

職員が仕事と子育てや介護を両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日まで 5年間

2. 内 容

目標 1	産前産後休業や育児休業、休業期間、育児休業給付、育児中の社会保険料免除など、制度周知のための情報提供を継続して行う。
------	--

- 【対策】 ◎ 令和2年4月～ 「働き方改革」関連法に基づく法改正の諸制度の調査を行う。
- ◎ 令和2年10月～ 最新の制度に関するパンフレットや資料を、各事業所の見やすい場所に掲示、または備え付ける。
- ◎ 令和2年10月～ 男性職員の育児休業取得に関する啓蒙と取得促進に向けた情報提供を行う。

目標 2	所定外労働の削減と業務の見直しを行い、業務の効率化・省力化を図り、「ノー残業デー」を設定して実施する。
------	---

- 【対策】 ◎ 令和2年4月～ 各事業所・各部署ごとに業務の見直しを行い、業務の効率化・省力化に努める。
- ◎ 令和2年4月～ 佐賀県が推進する「Let's“ゆとり”キャンペーン」に賛同し「ノー残業デー」を実施する。
- ◎ 令和2年4月～ 各事業所で業務の見直しを行い「ノー残業デー」を設定して実施する。